



2024年7月26日

各 位

会 社 名 三 益 半 導 体 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 八 高 達 郎
(コ - ド 番 号 8 1 5 5 東 証 プ ラ イ ム 市 場)
問 合 せ 先 管 理 本 部 副 本 部 長 飯 塚 直 樹
(T E L 0 2 7 - 3 7 2 - 2 0 2 1)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年10月中旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年8月14日（水曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

（1）基準日： 2024年8月14日（水曜日）

（2）公告日： 2024年7月26日（金曜日）

（3）公告方法： 電子公告

<http://www.pronexus.co.jp/koukoku/8155/8155.html>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2024年6月20日に公表した「当社関係会社である信越化学工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、信越化学工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2024年6月21日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）が成立したものの、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、所有する当社株式に係る議決権の数の合計が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式

の全てを売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定とのことであり、他方で、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を、2024年10月中旬を目途に開催することを本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第、改めてお知らせいたします。

他方、（ ）本公開買付けが成立しない場合、又は、（ ）本公開買付けが成立し、公開買付者が当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を所有することとなり、公開買付者が本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上